

## 計算書類に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）によっている。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法によっている。

##### ②無形固定資産

定額法によっている

##### ③長期前払費用

ワンイヤールールによっている。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ②退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

##### ③徴収不能引当金

個別評価債権徴収不能額 無し

一括評価債権徴収不能額 無し

#### (4) 消費税の会計処理

税込処理によって行っている。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度および静岡県社会福祉事業業共済会の退職共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、事業区分が1つであるため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分の計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)